

愛知県公立高等学校PTA連合会会則

(名称)

第1条 本会は、愛知県公立高等学校PTA連合会という。

2 本会は、事務所を名古屋市中区新栄一丁目49番10号愛知県教育会館6階に置く。

(目的)

第2条 本会は、愛知県公立高等学校並びに特別支援学校のPTA（以下「単位PTA」という。）相互の連携及び調整を図るとともに、児童生徒の安全と健康教育のための事業の普及を図り、学校教育の振興及び充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動の研究・調査及び連絡・調整に関すること
- (2) 研修に関すること
- (3) 教育環境の整備促進に関すること
- (4) 児童生徒の安全・健康及び福祉に関すること
- (5) 学校教職員の安全・健康及び教育活動への協力に関すること
- (6) 学校・単位PTA並びに安全・保健にかかわる団体等の研究及び実践活動への助成に関すること
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

(組織)

第4条 本会は、単位PTAの会員をもって組織する。

2 本会は、県下を名瀬、尾張、知多、西三、東三の5地区に区分し、各地区に、地区連合会（以下「地区連」という。）を置く。地区連は、規約と役員を設け、研修活動等を実施する。

3 本会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 会 計 1人
- (4) 常任理事 若干名（校長会代表以外の副会長及び会計は兼任する。）
- (5) 理 事 若干名
- (6) 監 事 2人

2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計の処理に当たる。
- (4) 常任理事は、地区連を代表し、常任理事会を組織し、会務を執行する。

(5) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。地区連所属の単位 P T A の連絡及び調整に当たる。

(6) 監事は、本会の事業の執行状況を監督し、本会の会計の監査に当たり、理事会・総会に報告する。理事会に出席し意見を述べるができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

(1) 会長及び副会長 2 人は、常任理事のうちから理事会の承認を経て、総会において選出する。他の副会長 1 人は、校長会の代表を充てるものとする。

(2) 会計は、会長所属の地区連選出の常任理事を、理事会の承認を経て充てるものとする。

(3) 常任理事は、地区連選出の理事の互選によるものとする。

(4) 理事は、名瀬、尾張、西三の 3 地区においてはそれぞれ 3 人を、知多、東三の 2 地区においてはそれぞれ 2 人を、部会においてはそれぞれ 1 人を選出する。但し、会長が選出された地区連においては、選出理事をさらに 1 人増員することができる。また、監事が選出された地区連においては、選出理事を 1 人減員するものとする。

(5) 監事は、本会所属の単位 P T A から理事会の承認を経て、総会において選出する。

(6) 会長、副会長、会計及び常任理事所属の単位 P T A の校長は、常任理事に充てるものとする。但し、地区連を代表することはできない。

(7) 理事及び監事所属の単位 P T A の校長又は保護者 P T A 役員は、理事に充てるものとする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

2 各会議は構成員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 各会議は、会長が招集し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、年 1 回以上開催する。

2 総会には、各学校を単位として会員代表が 2 人出席する。但し、校舎から会員代表 1 人を出すことができる。

3 総会の決議には書面等により参加することができる。

4 総会は、本会の最高議決機関であり、次のことを協議、議決する。

(1) 会則等の制定及び改正

(2) 事業計画及び予算の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 役員を選出

(5) その他、必要と認める事項

5 会長が必要と認めるとき、又は加入校の 5 分の 1 以上の学校から事由を付した開催請求があったときは、会長は臨時総会を招集する。

6 総会の議事録は、議長及び出席者の代表 2 人以上の署名・捺印の上、5 年間保存する。

(理事会)

第10条 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

2 理事会は、会長、副会長、会計、常任理事及び理事をもって構成し、本会の運営に当たる。

(常任理事会)

第11条 会長は、常任理事会を招集し、その議長となる。

2 常任理事会は、会長、副会長、会計及び常任理事をもって構成し、本会の会務を処理するための企画と調整に当たる。

(委員会)

第12条 本会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を設置し、事務局長のほか必要な職員を置く。

2 事務局長は業務を執行するほか、各会議で業務に関する報告と説明を行う。

3 事務局に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(経費)

第14条 本会の経費は、別に定める会費、寄付金及びその他をもって充てる。

(見舞金)

第15条 本会は、会員及び会員の児童生徒に対し、別に定める見舞金を支給する。

2 本見舞金にかかる経費は、見舞金基金とその利息及びその他の収入をもって充てる。

3 見舞金支給規程にかかわらず、会長が必要と認めた場合に理事会の承認を得て支給することができる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第17条 本会則の改正は、総会の承認を経なければならない。

(細則)

第18条 本会の運営に必要な細則等は、別に定めることができる。

附 則 昭和52年4月1日施行

昭和58年5月24日一部改正

昭和63年5月20日一部改正

平成15年5月27日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成23年5月20日一部改正

平成24年5月18日一部改正

愛知県公立高等学校PTA連合会細則

- 1 連合会会則第14条に定める会費は、児童生徒1人につき年額次のとおりとする。

高等学校（専攻科を含む）	全日制	200円	定時制・通信制	100円
附属中学校		100円		
特別支援学校	高等部（専攻科を含む）	100円	幼・小・中学部	50円
- 2 前項の児童生徒は、その年度の5月1日現在の在籍者とする。但し、休学者を除く。会費の納入期限は、毎年6月20日とする。なお、5月2日以降に転入・復学した児童生徒に関しては、当該年度の会費納入を免除す

附 則 昭和52年4月1日施行

(中 略)

令和 7年4月1日一部改正